

日之影町農業委員会 第11回総会

開催日時 : 令和3年5月27日(木) 午前9時開会

開催場所 : 役場 町民ホール

出席委員 : 甲斐 幹男 松本 貴美子 穂積 ミサ子 山本 英二
 米田 正 矢通 広信 工藤 昭一 今村 浩二三
 一水 秀樹 桝田 隆盛 甲斐 直 高岡 光美
 中川 今朝久 押方 徹 甲斐 秀人 戸高 和子

欠席委員 : なし

議事日程 : ① 議案第35号

「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」

② 議案第36号

「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」

③ 議案第37号

「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」

議長	これから日之影町農業委員会総会を開会します。 本日、お願いします審議は、議事日程のとおりであります。 はじめに、議事録署名委員を指名します。 6番 矢通 広信 委員、7番 工藤 昭一 委員 お願いします。 それでは、これより審議に入ります。
議長	議案第35号「農地法第5条第1項の規定による許可申請」についてを議題とします。 本案について、事務局の説明を求めます。
事務局	(議案第35号について説明・朗読)
議長	以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をお願いします。
担当委員	説明します。 場所は、〇〇集落の今年新しく建設されたアパートの山手側の農地になります。 擁壁ブロックの幅が91センチメートル、高さが1メートル90センチで、頑丈に作られています。 以上で説明を終わります。ご審議宜しくをお願いします。
議長	以上で説明は終わりました。 この件については、以前の総会で審議されておりまして、アパートの上側の農地の一部に擁壁が作られていたため、一度取り下げが行われました。その後、分筆登記をされて、再度提案がされております。 これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。
〇〇委員	前回の申請時は、〇〇さんの名前になっていたが、今回は〇〇さんの名前ではなくてよいのか。
事務局	昨年5月の総会で、アパート建設地の名義を〇〇さんから〇〇さんに変更していますので、今回の申請者は〇〇さんで間違いありません。
議長	他に質疑はありませんか。 (質疑なしの声) これで質疑を打ち切ります。 これより採決します。議案第35号「農地法第5条第1項の規定による許可申請」について、申請のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。 ありがとうございます。全員賛成です。 よって、議案第35号は、申請のとおり許可することに決定しました。
議長	次に、議案第36号「農地法第4条第1項の規定による許可申請」についてを議題とします。 本案について、事務局の説明を求めます。
事務局	(議案第36号について説明・朗読)

議長	以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をお願いします。
担当委員	説明します。 場所は、〇〇公民館から東に20mほどの道下側になります。 申請者の〇〇さんは、〇〇会社の社長をやっています。会社役員で現在52歳です。 当該地は、申請者の〇〇さんが平成30年に「空き家バンク事業」を活用して当該農地を取得されています。元々、〇〇さんは農家ではなかったもので、「空き家バンク事業」を活用して農地を取得されました。 以前は〇〇さんが耕作されていたこともありましたが、その方も耕作を断念されており、現在は自己保全の状況であります。 隣接する〇〇の土地は、〇〇会社の従業員用宿舎となっており、付近に駐車場がないため、今回転用の申請が提出されています。 以上です。ご審議をお願いします。
議長	以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。
議長	「空き家バンク事業」の説明をお願いします。
事務局	この事業は、本町への移住者を増やすために設けられた制度で、ホームページに登録された空き家を購入した場合に、1アールから農地取得が可能になります。
議長	「空き家バンク事業」を活用した際、農地として利用する制約はないのか。
事務局	この事業で購入した農地には、制約等はありません。
〇〇委員	3筆とも駐車場にする予定なのでしょうか。
事務局	はい、確認したところ、そういう予定だそうです。 近辺に新しく宿舎を整備する計画もあることから、駐車場として活用するということです。
議長	他に質疑はありませんか。 (質疑なしの声) これで質疑を打ち切ります。 これより採決します。議案第36号「農地法第4条第1項の規定による許可申請」について、申請のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。 ありがとうございます。全員賛成です。 よって、議案第36号は、申請のとおり許可することに決定しました。
議長	次に、議案第37号、同じく「農地法第4条第1項の規定による許可申請」についてを議題とします。 本案について、事務局の説明を求めます。
事務局	(議案第37号について説明・朗読)

議長

以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をお願いします。

担当委員

説明します。

場所は、〇〇集落から〇〇方面に1 kmほど行ったところになります。

申請者の〇〇さんは、現在74歳で〇〇集落に奥さんと息子夫婦と4人でお住まいです。

今回申請のあった農地は、栗を栽培しておりましたが、74歳と高齢で自宅から離れていることもあり、今後農地として管理が困難となったため、管理するのに手がかけられない杉の植林を計画したそうです。

以上です。ご審議をお願いします。

議長

以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。

他に質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

これで質疑を打ち切ります。

これより採決します。議案第37号「農地法第4条第1項の規定による許可申請」について、申請のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第37号は、申請のとおり許可することに決定しました。

議長

以上で、本日予定しておりました審議は全て終了しました。

ありがとうございました。

第11回の農業委員会総会を終了します。お疲れ様でした。